

### 3. 【特集2】後見に関する相談の状況

#### (1) 全体の状況

相談センターに寄せられた相談のうち、後見事件に関する相談は89件でした。

後見事件に関する相談については、女性からの相談が多い傾向にあり、その男女比は、およそ4:6となっています。

	総計	
	男性	女性
相談全体	2,215	1,212
男女比	-	55%
後見	89	52
男女比	-	58%

(相談件数：2,215件(回答なし除く))

#### (2) 相談内容の例

後見に関する相談としては、例えば、次のようなものがありました。

- ・親族後見人に就任したいが、他の親族と不仲なので、後見事務がうまくいくかどうか心配。
- ・子が交通事故にあい、意識不明の状態が続いている。入院費用をどうすればよいか。
- ・介護施設への入所をしたいが、成年後見人を立てた方がよいのか。
- ・姪が母の成年後見人として選任されたが、母名義の不動産を勝手に処分しようとしている。
- ・今は一人暮らしだが、将来、施設入所の際の保証人や身の回りの世話が心配。
- ・祖父が亡くなったが、その相続人の一人が脳こうそくのため、遺産の分割協議ができない。
- ・高齢の母と認知症の父が、リフォーム業者から高額請求を受けているようだ。
- ・死後事務委任契約とはどのようなものか、詳細を知りたい。

高齢化社会の進展に伴い、世間一般においても成年後見制度に関する興味・関心が高まる一方で、手続の進め方や選任申立て後の問題については、まだ周知されているとは言えないようです。

**司法書士総合相談センターしずおか** 常設相談を利用して、こうした親族間の悩みや紛争をうまく解決し、穏やかな市民生活を送りたいものです。

#### 司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

##### 【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は**成年後見制度に関する専門の相談員**が担当しておりますので、ご利用ください！

##### 【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも**予約制**となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更

成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律問題でお困りの方、ご利用ください！！

ご相談は無料です！



「司法書士ってこんなこともやっているんだ。」という発見をお届け！

発行 静岡県司法書士会  
静岡市駿河区稲川1-1-1  
2017年1月号

## 相談センターニュース



イメージキャラクター  
mamorumaru

HANREPO

今月のニュースは特集号として、昨年4月から9月までの間に**司法書士総合相談センターしずおか**に寄せられた相談件数や内容を、皆様にお伝えしようと思います。

### 1 司法書士総合相談センターしずおかにおける相談状況(平成28年4月1日～28年9月30日)

#### 1. 相談全体の状況

##### (1) 全体の件数

平成28年4月から平成28年9月までの相談件数は、2,291件(前年同期比+12.9%)でした。

前年同期に比べ、1割超の増加となっています。

相談件数	電話	面談
2,291 (前年同期比+12.9%)	1,918	373

(単位：件)

##### (2) 年代・性別

相談を利用する方は、ご回答いただけなかった方を除けば、男女とも40代～50代の方が最も多いようですが、60代以上の方の相談も少なくありません。

また、近時は女性からの相談が多い傾向です。

相談件数	計	男	女	不明
	2,291	1,003	1,212	76
未成年者	4	0	3	1
20～30代	240	104	132	4
40～50代	596	265	330	1
60～70代	527	233	291	3
80代以上	60	35	25	0
回答なし	864	366	431	67

(単位：件)

##### (3) 相談の内容

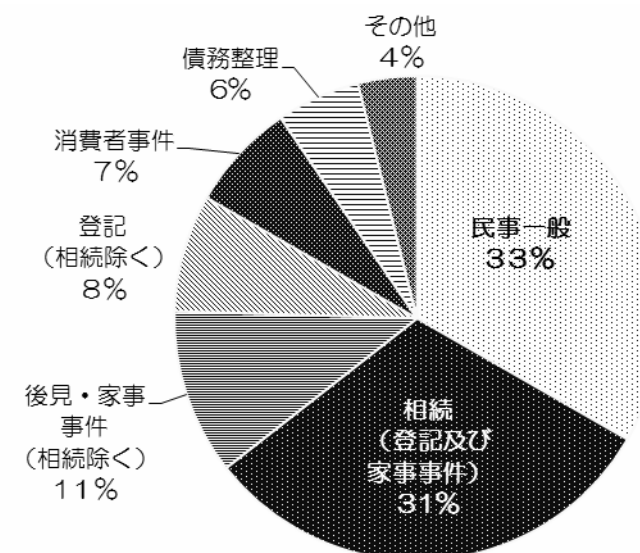
###### ① 全体の状況

相談の内容は、賃貸借トラブルや貸金といった民事一般に関する相談が最も多く、以下、相続(登記及び家事事件)、後見・家事事件の順となっています。

高齢化社会を迎え、相続や後見に関する相談が、近年、増えつつあるのが特徴です。

以下、性別や年代別に、もう少し、相談内容の状況を細かく見てみたいと思います。

(裏面に続く)



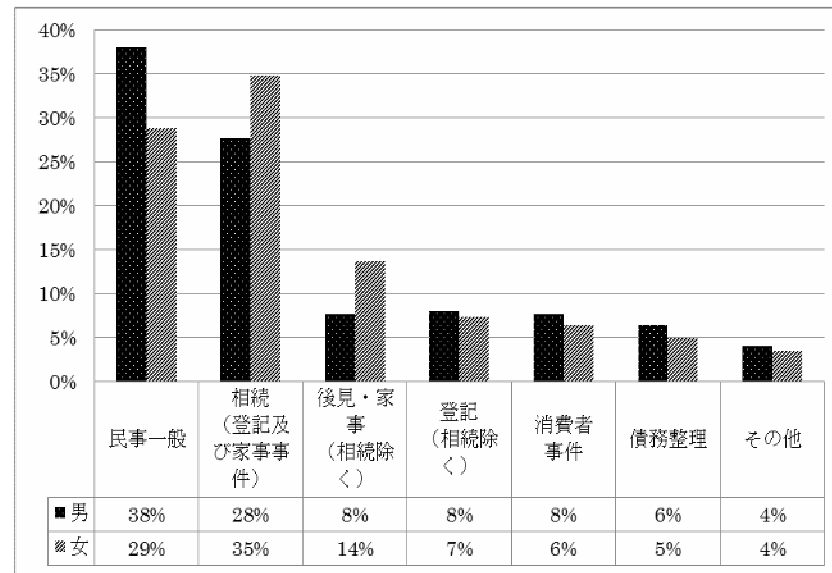
(相談件数：2,291件)

## 【特集1】民事一般に関する相談の状況

### ② 性別ごとの相談内容

相談内容の構成比を男女別に比較すると、男性は女性に比べ、民事一般に関する相談、登記（相続除く）、消費者事件及び債務整理に関する相談が多い傾向です。

逆に、相続（登記及び家事事件）、後見・家事事件については、比較的、女性からの相談が多く、特に後者については、男性の約2倍となっています。



（相談件数：2,215件（回答なし除く））

### ③ 年代別の相談内容

年代別（20代以上）の相談内容ベスト3は、以下のようになっています。

#### 男性

20～30代		
1位	民事一般	47%
2位	消費者事件	19%
3位	相続（登記・家事）	12%

（相談件数：104件（回答なし除く））

40～50代		
1位	民事一般	43%
2位	相続（登記・家事）	29%
3位	債務整理	9%

（相談件数：265件（回答なし除く））

60～70代		
1位	相続（登記・家事）	34%
2位	民事一般	30%
3位	登記	11%

（相談件数：233件（回答なし除く））

80代以上		
1位	相続（登記・家事）	34%
2位	民事一般	34%
3位	その他	11%

（相談件数：35件（回答なし除く））

#### 女性

20～30代		
1位	民事一般	39%
2位	後見・家事（相続除く）	18%
3位	相続（登記・家事）	14%

（相談件数：132件（回答なし除く））

40～50代		
1位	相続（登記・家事）	38%
2位	民事一般	26%
3位	後見・家事（相続除く）	15%

（相談件数：330件（回答なし除く））

60～70代		
1位	相続（登記・家事）	45%
2位	民事一般	25%
3位	後見・家事（相続除く）	13%

（相談件数：291件（回答なし除く））

80代以上		
1位	相続（登記・家事）	40%
2位	民事一般	36%
3位	登記	8%

（相談件数：25件（回答なし除く））

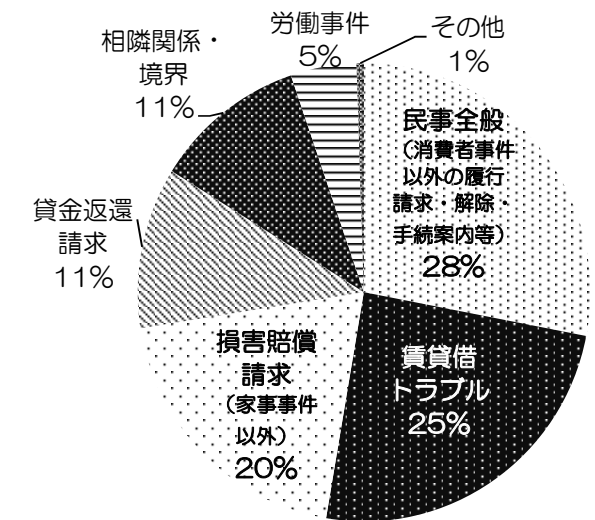
全体として、年代が上がるにつれ、民事一般や後見・家事事件に関する相談の割合が減り、代わって、相続に関する相談の割合が増えていく傾向がみられます。

### (1) 全体の状況

民事一般に関する相談は、1（3）①のとおり相談件数全体の約3分の1を占めており、最も件数が多い相談類型となっています。

さらに、民事一般に関する相談の内容を細かく見ますと、買った商品に不具合があった等の契約の履行に関するトラブルや、裁判所から届いた訴状への一般的な対応方法といった、民事全般に関する相談が、全体の4分の1を占めています。

また、明渡しや原状回復等の賃貸借トラブル、犯罪被害や物損交通事故被害等に関する損害賠償請求、一般市民間の貸金返還請求の相談も多く寄せられており、これらの合計が全体の半数を超えている点も、大きな特徴です。



（相談件数：763件）

### (2) 相談内容の例

民事一般に関する相談としては、例えば、次のようなものがありました。

#### 「民事全般」

- ・知人からスポーツ用品を譲ってもらったが、すぐに壊れたので修理代を請求したい。
- ・相続した土地に古い抵当権が設定されており、その登記を抹消したいが、抵当権者が応じない。
- ・簡裁で本人訴訟をしているが、当事者が期日に欠席するとどうなるか教えてほしい。

#### 「賃貸借トラブル」

- ・所有している賃貸アパートにつき、耐震工事を実施するので、賃借人を立ち退かせたい。
- ・大家との間で直接、滞納家賃について分割払いの示談をしたが、家賃保証会社が応じない。
- ・地代について、地主と折り合いがつかない。

#### 「損害賠償請求」

- ・親族から暴行を受けたので、ケガの治療費を請求したい。
- ・代行運転業者に新車を運転させたら、キズをつけられたので修理費を請求したい。

#### 「貸金返還請求」

- ・少額の貸金があり、なるべく費用をかけずに回収したい。

こうした相談の多くは、比較的少額なものが多い反面、感情のもつれや資力の問題があったり、相手方と連絡がとれない等のトラブルを抱えがちであり、当事者間ではなかなか解決の糸口がつかみにくいものです。

こうした相談は、簡易裁判所における裁判手続や静岡司法書士会調停センター「ふらっと」を利用することで、対応できるものも少なくありません。

**司法書士総合相談センターしずおか** 常設相談を活用して、専門家の助力を得ながら、上手に民事紛争を解決したいものです。